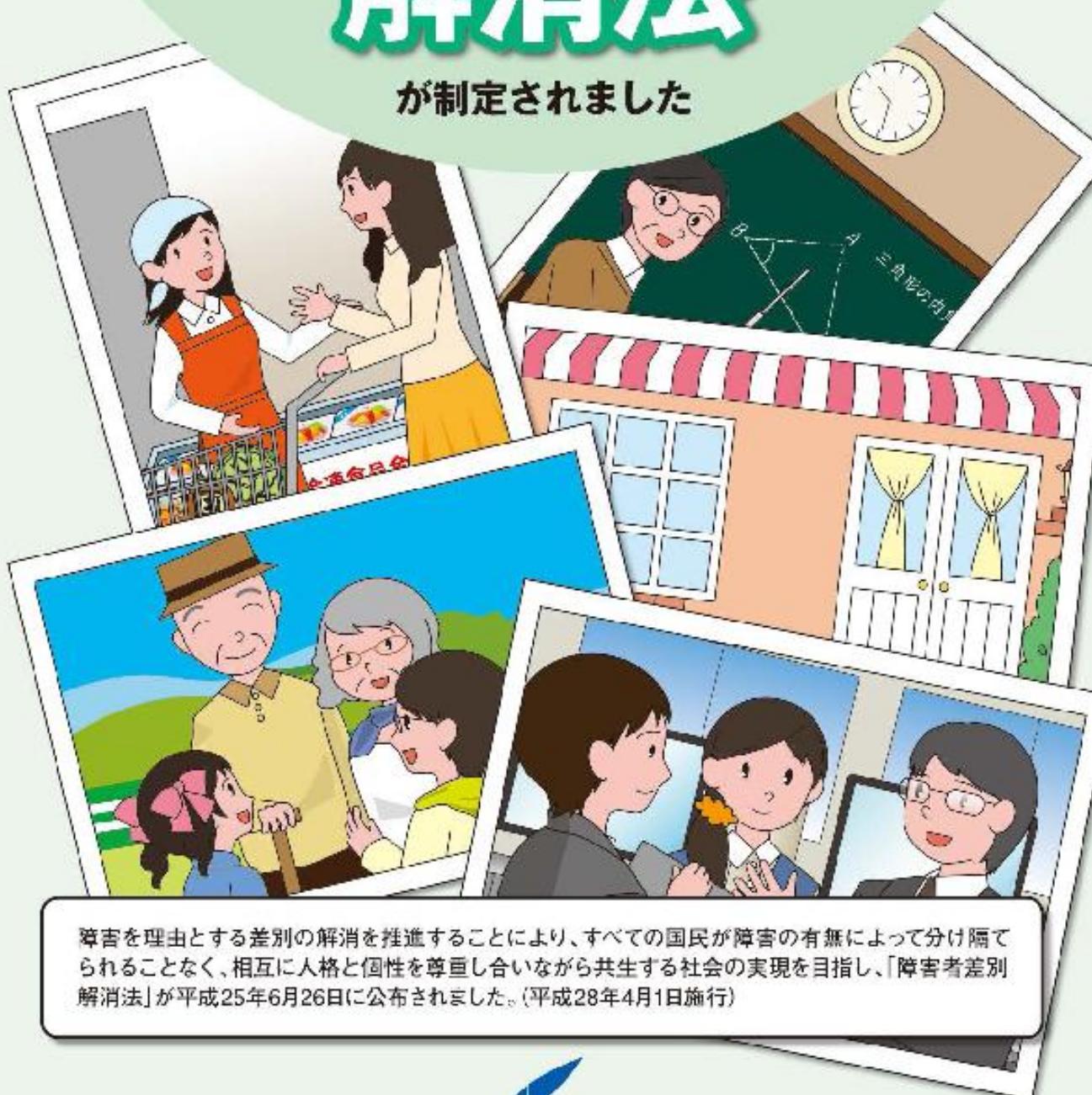


障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

障害者差別 解消法

が制定されました



障害を理由とする差別の解消を推進することにより、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、「障害者差別解消法」が平成25年6月26日に公布されました。(平成28年4月1日施行)

障害者差別解消法 とは

この法律は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としています。

概要

この法律では、主に次のことを定めています。

- ① 国の行政機関や地方公共団体等及び民間事業者による「障害を理由とする差別」を禁止すること。
- ② 差別を解消するための取組について政府全体の方針を示す「基本方針」を作成すること。
- ③ 行政機関等ごと、分野ごとに障害を理由とする差別の具体的内容等を示す「対応要領」・「対応指針」を作成すること。

また、相談及び紛争の防止等のための体制の整備、啓発活動等の障害を理由とする差別を解消するための支援措置について定めています。

障害を理由とする差別とは？

障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為をいいます。

また、障害のある方から何らかの配慮を求める意思の表明*があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮(以下では「合理的配慮」と呼びます。)を行うことが求められます。こうした配慮を行わないことで、障害のある方の権利利益が侵害される場合も、差別に当たります。

*知的障害等により本人自らの意思を表明することが困難な場合には、その家族などが本人を補佐して意思の表明をすることもできます。

●障害を理由とする不当な差別的取扱い(例)

障害を理由として、サービスの提供や入店を拒否してはいけません。



●合理的配慮(例)

筆談や読み上げなど、ちょっとした配慮で助かる人がいます。



社会的障壁とは？

障害のある方にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるようなものを指します。

- ① 社会における事物(通行、利用しにくい施設、設備など)
- ② 制度(利用しにくい制度など)
- ③ 慣行(障害のある方の存在を意識していない慣習、文化など)
- ④ 観念(障害のある方への偏見など)

などがあげられます。



例 街なかの段差

3センチ程度の段差で車椅子は進めなくなります。

例 書類





難しい漢字ばかりでは、理解しづらい人もいます。

例 ホームページ

すべて画像だと読み上げソフトが機能しません。

本法のポイント 「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」が禁止されます

※民間事業者における合理的配慮の提供は、努力義務となります。

	不当な差別的取扱い	障害者への合理的配慮
国の行政機関・地方公共団体等	 禁止 不当な差別的取扱いが禁止されます。	 法的義務 障害者に対し、合理的配慮を行わなければなりません。
民間事業者 ^(※) <small>※民間事業者には、個人事業者、NPO等の非営利事業者も含まれます。</small>	 禁止 不当な差別的取扱いが禁止されます。	 努力義務 障害者に対し、合理的配慮を行うよう努めなければなりません。

障害者差別解消法 Q & A

Q 「合理的配慮」の具体的な例を教えてください。

A どのような配慮が合理的配慮に当たるかは個別のケースで異なります。

典型的な例としては、車いすの方が乗り物に乗る時に手助けをすることや、窓口で障害のある方の障害の特性に応じたコミュニケーション手段(筆談、読み上げなど)で対応することなどが挙げられます。

Q 日常生活の中で個人的に障害のある方と接するような場合も、この法律の対象になるのですか。また、個人の思想や言論も規制されるのでしょうか？

A 個人的な関係や、思想、言論といったものは対象にはしていません。

この法律では、国の行政機関や地方公共団体、民間事業者などを対象にしており、一般の方が個人的な関係で障害のある方と接するような場合や、個人の思想、言論といったものは、対象にしていません。

Q 民間事業者による取組がきちんと行われるようにする仕組みはあるのでしょうか？

A 民間事業者の事業を担当する大臣から、事業者に対して報告徴収、助言・指導、勧告を行うことができます。

この法律では、同一の民間事業者によって繰り返し障害を理由とする差別が行われ、自主的な改善が期待できない場合などには、その民間事業者の事業を担当する大臣が、民間事業者に対し、報告を求めることや、助言・指導、勧告を行うことができることにしています。

基本方針と対応要領・対応指針

基本方針とは、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するために作成するものであり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策の基本的な方向等を定めるものです。

また、「対応要領」・「対応指針」は、行政機関等ごと、分野ごとに定められるものであり、当該行政機関等、当該分野における障害を理由とする不当な差別的取扱いになるような行為の具体例や合理的配慮として考えられる好事例等を示すものです。

相談や紛争解決の仕組みについて

障害のある方からの相談や紛争解決に関しては、すでに、その内容に応じて、例えば行政相談委員による行政相談やあっせん、法務局・地方法務局・人権擁護委員による人権相談や人権侵犯事件としての調査救済といった、さまざまな制度により対応しています。この法律では、すでにある機関の活用などにより、その体制の整備を図ることにしています。

障害者差別解消法 Q & A

Q 行政機関が「不当な差別的取扱い」を行ったり「合理的配慮」を行わないときの相談窓口はどこですか？

A その行政機関の苦情相談等窓口等にお申し出ください。

行政機関の職員の対応に問題がある場合などは、まずは、その職員が所属する行政機関の苦情相談等の窓口に出ることが考えられます。そのほか、例えば、行政相談委員による行政相談や、人権に関わる相談であれば法務局や地方法務局などに相談することも考えられます。

Q 雇用における障害のある方に対する差別も、この法律の対象になるのですか？

A 雇用については、障害者雇用促進法に定めるところによります。

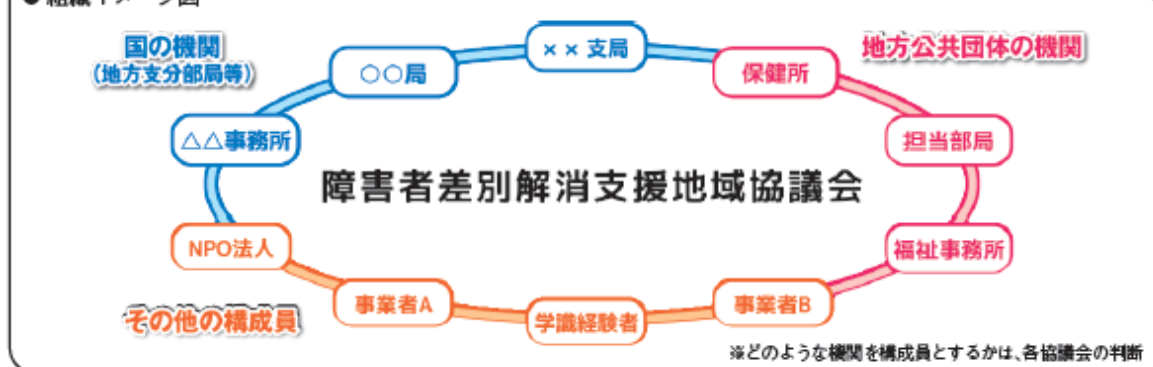
雇用の分野における差別については、相談や紛争解決の仕組みを含め、障害者雇用促進法に定めるところによります。

障害者差別解消支援地域協議会について

障害を理由とする差別に関する相談や紛争の防止、解決の取組を進めるため、国や地方公共団体の機関が、それぞれの地域で障害者差別解消支援地域協議会を組織できることにしています。

協議会が組織され、関係する機関などのネットワークが構成されることによって、いわゆる「制度の谷間」や「たらい回し」が生じることなく、地域全体として、差別の解消に向けた主体的な取組が行われることをねらいとしています。

●組織イメージ図



内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付 障害者施策担当

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎8号館

代表:03-5253-2111 Fax:03-3581-0902 ホームページ <http://www8.cao.go.jp/shougai/index.html>

障害者施策

検索

障害者差別解消法の施行に伴う対応マニュアルの検討及び今後の推進について

1 今後の取組

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）が平成 25 年 6 月に制定され、国・地方公共団体等、及び民間事業者では、差別を解消するための措置として、①差別的取り扱いの禁止、及び②合理的配慮の不提供の禁止が法的義務として科せられている。併せて、その具体的な対応として、地方公共団体等の当該機関においては取組に関する要領の作成が「積極的な努力義務」とされているため、新法の平成 28 年 4 月からの施行に向けた対応として、本市においても、今後、職員で構成する対応要領等作成検討会議を開催し、合理的配慮の提供等に係る対応マニュアルを検討するなど準備をすすめる。

2 対応マニュアルの検討

飯塚市障がい者差別解消対応要領等作成検討会議の開催

地方公共団体等の各機関における障がいを理由とする差別の解消に向けた合理的配慮の提供が義務とされており、各施設における窓口対応を含めた行政施策との連携や情報の共有を図りながら、対応要領作成の検討をすすめていくもの。

構成： 企画調整部（総合政策課長、人権同和政策課長、情報推進課長）
総務部（総務課長、人事課長）
市民環境部（市民課長）
こども・健康部（子育て支援課長、健康・スポーツ課長）
福祉部（社会・障がい者福祉課長）
教育委員会（教育総務課長、生涯学習課長）
※その他必要に応じて参加要請を行う。

検討内容：
・障害を理由とする差別の解消に係る合理的配慮の対応要領の検討
・上記対応要領の周知方法、取り組みの推進 など

庶務： 福祉部 社会・障がい者福祉課

3 今後の予定

1 月以降 要領案作成完了、庁議での審議、職員研修

窓口における 障がい者に対する 配慮マニュアル

(案：協議用)

飯 塚 市

社会・障がい者福祉課

目 次

1. 対応の基本	3
2. 障がい種別の特性と対応の方法	4
(1) 視覚障がいのある方	4
(2) 聴覚・言語障がいのある方	5
(3) 肢体不自由のある方	6
(4) 内部障がいのある方	7
(5) 知的障がいのある方	8
(6) 発達障がいのある方	9
(7) 精神障がいのある方	10
3. 対応における配慮	12
(1) 案内・誘導	12
①案内	12
②誘導	13
(2) 受付	13
(3) 相談・説明	14
(4) 手続き	16
①書類記入	16
②文書交付・閲覧	17
③金銭收受	17
4. 緊急時の対応	18
5. 身体障がい者補助犬に関して	19
6. ふくおか・まごころ駐車場	20
7. オストメイト対応トイレ	20

視覚障害のある方のための「音声コード」について

○視覚障害のある方は必ずしも点字を読めるわけではなく多くの方は主に音声や拡大文字によって情報を得ています。文字情報を音声にする方法としては、補助者による代読やパソコンの音声読み上げソフトを用いる方法のほか、文字内容をコード情報（音声コード）に変換して印刷したものを活字文書読上装置を使って音声化する方法があります。

○音声コードは紙媒体に掲載された印刷情報をデジタル情報に変えるための二次元のバーコードです。



○18ミリ角の中に日本語（漢字かな混じり）で約800文字のテキストデータを記録することが可能です。印刷物にコードを付与する場合、端に切り欠きを入れる必要があります。

○視覚障害のある方が自立し、社会参加していくためには、情報のバリアフリー化が重要です。「音声コード」の普及等について、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

(参考)

「音声コード」を音声情報とするためには、「視覚障害者用活字文書読上げ装置」が必要となりますが、同装置については、厚生労働省の事業において、市町村から障害者に給付されています。